

暴風警報・特別警報の発表時について

< 暴風警報 >

- 1 午前7時現在、京都府内の下記の地域に「暴風警報」が発表されている場合、自宅待機とする。
- 2 午前11時現在、「暴風警報」が解除されている場合、5限より授業を行う。
- 3 午前11時現在、「暴風警報」が解除されていない場合、臨時休業とする。

< 特別警報 >

- 4 午前7時現在、京都府内の下記の地域に「特別警報」が発表されている場合、臨時休業とする。
* 始業前、(登校中を含む)に特別警報が発表された場合も臨時休業とする。

【注意】 当日の午前7時の時点で特別警報が発表されていない場合であっても、居住地域に避難準備・勧告・指示が出ている場合や気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校ができないと判断した場合は登校せず、自宅待機とする。

この場合は、学校に連絡を入れること。(出席停止の処理を行う。)

< 地域 >

南丹市、京丹波町、京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、京田辺市、宇治田原町、井手町、精華町、木津川市、和束町、笠置町、南山城村のいずれかの市町村

【注意】 「京都府南部」または、「南丹・京丹波」、「京都・亀岡」、「山城中部」、「山城南部」として発表されることもある。

- 5 臨時休業又は欠講をした場合は、速やかに回復措置をとる。